

岐阜県中小企業資金融資制度「経営者保証非提供資金」の創設 (経営者保証によらない資金繰りを支援)

(令和6年3月15日：岐阜県 商工労働部 商業・金融課)

このたび国は、「経営者保証（経営者自身を保証人とする）によらずとも融資できる慣行の確立」を図るため、信用保証料を上乗せする代わりに経営者保証をしなくともよい、新たな制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」を3月15日から創設します。県においても、県制度融資の既存資金メニューにて、この新制度に対応します（恒久措置）。

また、この新制度の活用促進のため、3年間に限り、国は上乗せする信用保証料の一部を補助する制度を創設します（同日開始）。この国の補助を受けるためには、新資金の創設が必要とされるため、県制度融資に新たな資金「経営者保証非提供資金」を創設します。

1 「事業者選択型経営者保証非提供制度」〔※恒久措置。R6.3.15開始〕

(1) 対象資金

県制度融資の既存資金

(2) 融資要件

- ① 融資要件のうち「融資対象者」、「信用保証の要否」及び「上乗せされる信用保証料」については「経営者保証非提供資金」と同じ。
- ② 融資要件のうち①以外のものについては、利用する既存資金の定めによる。

2 新資金「経営者保証非提供資金」〔※3年間の時限措置。R6.3.15開始〕

(1) 融資要件（国の全国統一制度に準拠）

資金名	経営者保証非提供資金
融資対象者	<p>以下の①から⑤を全て満たす法人である中小企業者等。</p> <p>① 信用保証協会への保証申込日以前2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>② 保証申込日の直前の決算において、代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、当該代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>③ 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 イ 保証申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。</p> <p>④ ①及び②について、保証申込日以降においても継続的に充足することを誓約する書面を提出すること。</p> <p>⑤ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。</p>
資金用途	一般的な事業資金
融資利率	年1.0%（固定）
融資限度額	（一般保証） 運転資金 8,000万円 設備資金 8,000万円（運転資金と併せて） （セーフティネット保証4号又は5号） 一般保証とは別枠で8,000万円

償還期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内）
事業者負担 信用保証料率	<p>必要</p> <p>（以下は、上乗せ分を加算、かつ、国及び県による保証料補給後の率）</p> <p>① R6.3.15～R7.3.31 保証申込受付分 一般保証：年0.55%～1.8% セーフティネット保証5号：年0.78又は0.98% セーフティネット保証4号：年1.0又は1.2%</p> <p>② R7.4.1～R8.3.31 保証申込受付分 ①のそれぞれに年0.05%を加算</p> <p>③ R8.4.1～R9.3.31 保証申込受付分 ①のそれぞれに年0.10%を加算</p> <hr/> <p>[参考：国及び県による保証料補給率]</p> <p>◇上乗せ率（上乗せされる信用保証料） 「融資対象者」欄の③ア及びイのいずれにも該当する場合は年0.25%、いずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算がない場合は年0.45%</p> <p>◇国補給率 一般保証並びにセーフティネット保証4号及び5号に対して、上記①の期間においては年0.15%、②の期間においては年0.10%、③の期間においては年0.05%</p> <p>◇県補給率 一般保証に対して、年0.0～0.4%</p>
担保・保証人	不要
取扱期間	<p>[3年間の時限措置]</p> <p>令和6年3月15日から令和9年3月31日までの融資実行分</p>
添付書類	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
融資申込先	県内各取扱金融機関

（２）特徴

- ① 担保及び保証人とも不要であること
- ② 上乗せされる信用保証料の一部に対する国補給があること（※上乗せ分以外の所定分の一部は県が補給）。

【お問い合わせ先】

- 融資の申し込み・相談
 県内各取扱金融機関
- 信用保証をはじめとした金融相談
 岐阜県信用保証協会
- 制度に関する問い合わせ
 岐阜県 商工労働部 商業・金融課 資金融資係（TEL：058-272-8374）

